

質問第七号

教衣支給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年二月十一日

小川 友三

参議院議長 松平恒雄 殿

### 教衣支給に関する質問主意書

政府は文化國家建設の理想に着々進みつつある様であるが、小、中学校の教員はボロ服に「白ボク」では「ヨゴレ」見るも氣の毒である、「上つぱり」の教衣を支給しこれ等薄給教員を少しにても救うべきであるが支給する案を実施する親心あるか処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。